

仕 様 書

1 件名

「知って守って下請法」ガイドブック等の印刷

2 印刷仕様

(1) 「知って守って下請法」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 28頁（表紙，裏表紙含む）
- イ 部 数 10,700部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg
（グリーン購入法に適合する用紙を使用すること）
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 編 集 添付資料1 のとおり原稿を編集（1 か所）
- キ 校 正 1 回
- ク 入稿形態 CD-R（Adobe Illustrator, pdf）

(2) 「物流特殊指定」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 16頁（表紙，裏表紙含む）
- イ 部 数 7,200部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg
（グリーン購入法に適合する用紙を使用すること）
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 編 集 添付資料2，3 のとおり原稿を編集（13か所）
- キ 校 正 1 回
- ク 入稿形態 CD-R（Adobe Illustrator, pdf）

(3) 「優越的地位の濫用」ガイドブック

- ア 頁 数 A 4 判 20頁（表紙，裏表紙含む）
- イ 部 数 10,100部
- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg
（グリーン購入法に適合する用紙を使用すること）
- オ 製本方法 中綴じ 二つ折り
- カ 編 集 添付資料4 のとおり原稿を編集（1 か所）
- キ 校 正 1 回
- ク 入稿形態 CD-R（Adobe Illustrator, pdf）

(4) 中小事業者向け窓口相談・移動相談会リーフレット

- ア 頁 数 A 4 判 2 頁
- イ 部 数 9,700部

- ウ 色 数 4 C / 4 C
- エ 使用用紙 再生マットコート紙 菊判 62.5kg
(グリーン購入法に適合する用紙を使用すること)
- オ 編 集 添付資料5のとおり原稿を編集(3か所)
- カ 校 正 1回
- キ 入稿形態 CD-R (Adobe Illustrator, pdf)

※上記(1)～(4)の使用用紙について、グリーン購入法に適合する用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

3 納入物

(1) 印刷物(2(1)～(4))

- ア 納入期限 平成31年5月31日(金)
- イ 納入場所 別紙のとおり。

(2) 原稿データ(2で編集したもの)

- ア 納入期限 平成31年5月31日(金)
- イ 納入場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

- ウ 納入形態 2(1)～(4)をそれぞれ別のCD-Rに記録して納入

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

- ア 提出期限
平成31年4月25日(木)正午

- イ 提出場所
〒100-8987
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係
FAX : 03-3581-2951
E-mail: open-counter@jftc.go.jp

- ウ 提出方法
持参, 郵送, FAX 又は電子メール

FAX 又は電子メールにより見積書を提出した者が契約の相手方に決定した場合は, 受注後速やかに見積書の原本を提出すること。

エ 提出書類

- (ア) 見積書(消費税込みの総額を明示)
- (イ) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

- (3) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

- (1) 現物（編集前）と同一仕様で増刷すること。現物（編集前）は入稿時に提供する。
- (2) 業者決定後、原稿データをCD-Rで提供する。本業務終了後、入稿時に提供したCD-Rを速やかに返却すること。
- (3) 公示期間中、現物（編集前）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば、来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

- (1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03－3581－5474

- (2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03－3581－3375

以 上

ガイドブック等の納入場所一覧

番号	納入場所	所在地	部数			
			印刷物 1	印刷物 2	印刷物 3	印刷物 4
			知って守って下請法	物流特殊指定	優越的地位の濫用	窓口相談・移動相談会リーフレット
1	公正取引委員会事務総局 企業取引課	〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 13階	5,480	4,500	5,250	1,350
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 5階	200	200	200	600
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 8階	100	300	800	1,000
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 8階	1,100	450	750	800
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 10階	1,600	500	1,000	700
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 下請課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 10階	420	350	400	800
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 下請課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8階	900	700	700	1,050
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 2階	900	200	1,000	3,400
合計			10,700	7,200	10,100	9,700

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直) FAX 087(811)1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1669(直) FAX 03(3501)1504
<http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(709)1783(直) FAX 011(709)4138

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
TEL 022(221)4922(直) FAX 022(215)9463

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館
TEL 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
TEL 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6083

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082(224)5661(直) FAX 082(224)5643

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL 087(811)8529(直) FAX 087(811)8558

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450(直) FAX 092(482)5393

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル（通話料無料）

 **0120-418-618**



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

2019年4月

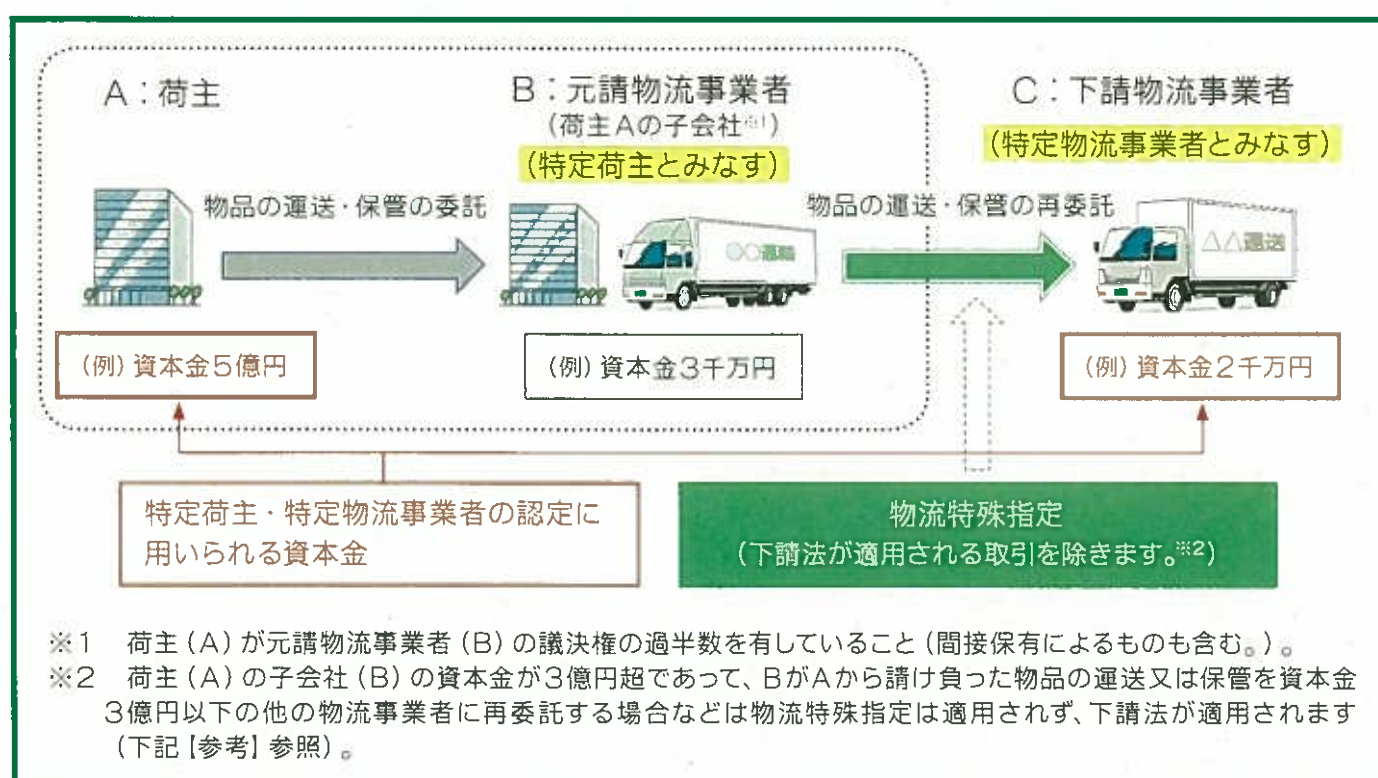


規制の対象となる取引② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合

荷主（A）の子会社（B）が物品の運送又は保管を物流事業者（C）に対して再委託する場合において、CがAから直接運送又は保管の委託を受けるものとすれば、AとCが3頁の（図3）「荷主と物流事業者の関係」のいずれかに該当することとなる場合には、BとCとの取引に物流特殊指定が適用されます。

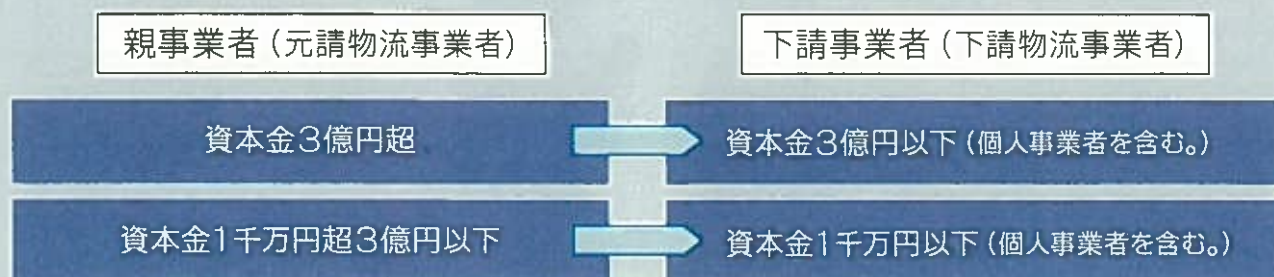
（図4）の例では、資本金5億円（3億円超）の荷主（A）と資本金2千万円（3億円以下）の下請物流事業者（C）の組合せとなるため、3頁の（図3）「荷主と物流事業者の関係」のaに該当します。

（図4）荷主の子会社と物流事業者の取引



【参考】

元請物流事業者と下請物流事業者の資本金が以下のいずれかの関係にある場合は、下請法が適用されます。



知って守って下請法

（注）下請法の詳細については、『~~知るほどなるほど下請法~~』など下請法に関する各種ガイドブックや公正取引委員会のホームページを併せて御確認ください。

物流特殊指定についてのお問い合わせ先

公正取引委員会では、本局及び各地方事務所等において、物流特殊指定についての御相談に対応しています。

全国の相談窓口

事務所名	問い合わせ先 電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	電話 03-3581-1882 (直) FAX 03-3581-1800
北海道事務所 取引課	電話 011-231-6300 (代) FAX 011-261-1719
東北事務所 取引課	電話 022-225-7096 (直) FAX 022-261-3548
中部事務所 取引課	電話 052-961-9423 (直) FAX 052-971-5003
近畿中国四国事務所 取引課	電話 06-6941-2175 (直) FAX 06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	電話 082-228-1501 (代) FAX 082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	電話 087-811-1754 (直) FAX 087-811-1761
九州事務所 取引課	電話 092-431-6031 (直) FAX 092-474-5465
沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	電話 098-866-0049 (直) FAX 098-860-1110

インターネットでも、様々な情報を提供しています。是非、御利用ください。

~~http://www.jftc.go.jp/~~

https



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

2019年4月

~~2018年4月~~

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の 考え方についてのお問い合わせ先

公正取引委員会では、本局及び各地方事務所等において、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方についての御相談に対応しています。

事務所名	問い合わせ先
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	電話 03-3581-3375 (直) FAX 03-3581-1800
北海道事務所 取引課	電話 011-231-6300 (代) FAX 011-261-1719
東北事務所 取引課	電話 022-225-7096 (直) FAX 022-261-3548
中部事務所 取引課	電話 052-961-9423 (直) FAX 052-971-5003
近畿中国四国事務所 取引課	電話 06-6941-2175 (直) FAX 06-6943-7214
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	電話 082-228-1501 (代) FAX 082-223-3123
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	電話 087-811-1750 (代) FAX 087-811-1761
九州事務所 取引課	電話 092-431-6031 (直) FAX 092-474-5465
沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	電話 098-866-0049 (直) FAX 098-860-1110

インターネットでも、様々な情報を提供しています。是非、御利用ください。
<https://www.jftc.go.jp/>



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

2019年4月
(2018年6月)

管轄地区	申込先	T E L	F A X
北海道	北海道事務所下請課	011-231-6300(代)	011-261-1719
青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	東北事務所下請課	022-225-8420	022-261-3548
茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	取引部企業取引課	03-3581-3373	03-3581-1800
富山, 石川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	中部事務所下請課	052-961-9424	052-971-5003
福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	近畿中国四国事務所 下請課	06-6941-2176	06-6943-7214
鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口	中国支所下請課	082-228-1501(代)	082-223-3123
徳島, 香川, 愛媛, 高知	四国支所下請課	087- 834-1441 (代)	087- 802-1994
福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	九州事務所下請課	092-431-6032	092-474-5465
沖縄	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098-866-0049	098-860-1110

「移動相談会」申込用紙

【申込方法】 申込用紙に必要事項を記載し、上記の相談窓口まで FAX でお送りいただくか、
申込用紙の各事項をテキスト形式で記載し、下記のアドレスにメールをお送りく
ださい。

申込先メールアドレス : soudankai@jftc.go.jp

1 申込代表者の氏名・ 会社名・住所(注1) (必須)	ふりがな 氏名		
	会社名		
2 申込代表者の連絡先 (携帯電話でも可) (必須)	電話番号 [-]		
	連絡可能な時間帯 [午前・午後 時 ~ 午前・午後 時]		
3 参加者の概要 (必須)	該当するものに✓してください(複数回答可)。 ☐ 下請事業者 ☐ 物流事業者 ☐ 納入業者 ☐ その他()		
4 参加人数 (申込者含む)	名		
5 申込代表者が所属す る会社の資本金額・業 種(事業内容)	資本金額	業種(事業内容)	
	万円		
6 開催希望日 (土・日・祝日は不開催)	第1希望	第2希望	第3希望
7 開催希望場所	都道府県・市区町村名	場所(記載例: 民間の施設)	
8 相談内容 (複数可)(注2)	(記載例: 下請法が適用される取引について)		

(注1) 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。

(注2) 相談したい内容について簡単に記載してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報を経営者に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。